

瀬谷区区づくり経営会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区における総合行政の推進に関する規則（平成28年3月横浜市規則第46号）第7条第3項の規定に基づき、瀬谷区区づくり経営会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「局」とは、横浜市事務分掌条例(昭和26年10月横浜市条例第44号)第1条に掲げる統括本部及び局、消防局、水道局、交通局、医療局病院経営本部並びに教育委員会事務局をいい、「局長」とは、局（教育委員会事務局を除く。）の長及び教育長をいう。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項を審議し、又は協議するものとする。

- (1) 区の重要な施策に関する事項
- (2) 総合調整に関する重要な事項
- (3) 区の行政運営の方針の策定に関する事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

(運営)

第4条 会議は、区長が必要に応じて開催するものとする。

2 会議の出席者については、各回の審議事項に関係あるものに限ることができる。

(関係者の出席)

第5条 区長は、必要があると認めるときは、会議における審議事項に関係ある局の職員を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。出席を要請された局の職員は、会議に出席しなければならない。

2 区長は必要があると認めるときは、国、県等関係行政機関及び関係事業者等に対し、会議への出席を要請することができる。

3 会議への出席を求められた局の職員は、審議事項に関する資料について、事前に区長から提出を求められた場合には、速やかに送付するものとする。

(公表)

第6条 区長は、会議の概要について、次に掲げる事項を区のホームページ等を通じて公表するものとする。

- (1) 日時及び場所

- (2) 出席者
- (3) 議事概要

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部区政推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(瀬谷区区づくり経営会議設置要綱の廃止)

2 瀬谷区区づくり経営会議設置要綱（平成15年4月1日制定）は、廃止する。